

令和4年第11回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月24日(木) 開会 午前9時15分

2. 開催場所 入間市庁舎 AB棟 4階 大会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人)

8番 法師 励

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第3号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について

議案第4号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第5号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 英寿

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課課長 吉野 博明

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主査 長谷川奈美

農業振興課主任 酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員 11 名、農地利用最適化推進委員 10 名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第 11 回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、8 番、法師励委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、2 番、平塚尚吾委員、3 番、吉川光彦委員、以上 2 名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第 1 号 2 番は、豊泉隆推進委員が当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

また、議案第 3 号については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園として運営される案件、議案第 5 号については、入間農業振興地域整備計画の変更に係る案件であることから、農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者・受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表示等は巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1 番を議題といたします。

担当 5 番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員 5 番（池谷昭二君）

担当5番、池谷です。議案第1号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、譲受人、入間市長、杉島理一郎。筆数、4筆。合計面積、3,834平方メートル。申請理由、受人は、〇〇地区の二つの保育所の老朽化に伴い、公共施設マネジメント事業計画に基づき統合して建て替えすべく申請する。摘要、市立保育所（1,312.29平方メートル）。

申請人から提出された理由書を要約して説明いたします。

事業の目的。

当市では、人口減少や財政状況などを踏まえ、持続可能なまちづくりを実現するため公共施設の適正化に取り組んでおります。長期的な視点でそれぞれの公共施設の再整備・再配置の方法を示した公共施設マネジメント事業計画を策定いたしました。

公立保育所については、現在「入間市立保育所設置及び管理条例」に基づき11施設を設置していますが、事業計画においては将来の保育需要の見通しや民間保育園の配置状況を考慮し、公立保育所の再整備、再配置は当市の旧行政区である6地区（豊岡、東金子、金子、宮寺、二本木、藤沢、西武）に1施設ずつの配置を基本とし、老朽化が著しい施設については近年の保育ニーズへの対応を含め、早期に施設の更新を進めることとしています。

〇〇地区においては、現在、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の2施設を設置していますが、両施設とも少子化による園児数の減少による定員充足率の低下、施設の老朽化が課題となっていることから、事業計画の第1期（2019年度から2028年度）に再整備を実施することとしています。

本事業は、事業計画を基に〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇を統合して再整備することにより、〇〇地区の保育需要の変化に対応し、保育環境の向上を図るために実施するものです。

次に、農地を転用する必要性。

〇〇〇〇〇〇〇については、〇〇が所有する土地を借りているため、将来にわたって安定した行政運営を進めていくうえで借地の解消が課題となっています。〇〇〇〇〇については、平成29年4月に指定された土砂災害警戒区域の範囲に含まれているため、早急な移転先の確保が重要な課題となっています。

今回、農地転用の許可申請を行う〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇他については、既存の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に隣接していることから、周辺の農業生産に及ぼす影響を最小限に抑えつつ、公共施設の集約を進める事業計画の方向性に沿った施設整備が可能であり、地域住民の利便性の向上にも寄与すると認められるため、保育所の整備予定地とするものです。

工事の予定として、令和４年度中に用地を取得し、令和５年度から必要な工事を施工し、令和９年４月の予定をできるだけ早めた供用開始を目指すとのこととなっております。

11月20日に、太閤推進委員と申請地の状況などを確認してまいりました。

公共施設マネジメント事業計画に基づいた統合計画で、規模も適正なものとなっており
転用内容もやむを得ないと思われます。申請について特に支障がないかと思われますが、
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、何ら問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第1号1番につきましては、譲受人である入間市が〇〇地区にある二つの保育所の老朽化に伴い、公共施設マネジメント事業計画に基づき統合して建て替えるための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和4年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしましたところでございます。その後、令和4年10月11日付で、農用地区域から除外されております。

都市計画法におきましては、同法第34条第1号に合致し、開発協議成立相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外につきましては、「土地収用法等により土地を収用し使用することができる事業の用に供する場合に準じる」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画につきましては、土地取得費、土地評価鑑定手数料等を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障がないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることを報告いたします。

許可検討事項については以上でございますが、本日お配りした資料の説明を含め、何点か補足いたします。

先ほど池谷委員からありましたが、今回の保育所の設置に伴いまして、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の閉所後の跡地利用につきましてですが、〇〇にある〇〇〇〇〇〇〇〇につきましては借地のため、更地にした後、所有者に返却する予定でございます。〇〇〇にある〇〇〇〇〇〇〇〇につきましては、市の所有地でございますが、土砂災害警戒区域に指定された部分を含んでいるということで、建物を建てられないなどの制約があり、施設解体後の利用方法については、そういったことを踏まえ、今後検討していくということでございます。

本日お配りした整備計画（案）をご覧ください。何点かご説明いたします。

まず、隣地との境界でございますが、ブロックを設置する予定でございます。敷地に高低差があることから、北側、西側、こちらには1.5メートル程度、東側には1メートル程度の擁壁を設置し、南側には重ブロックを2から3段積みで設置し、擁壁の上には、不審者の侵入などを防ぐためのフェンスを設置するという予定でございます。

雨水処理については、敷地内処理ということで、敷地内に浸透枳を配置し、敷地内の外周に雨水トレンチを設置して、そこへ接続する予定でございます。

雑排水、汚水につきましては、公共下水道への区域外流入を想定しているということでございます。

新しい保育所につきましては令和9年4月の供用開始を予定しているため、今年度は用地取得までということで、お配りした資料は概要を示した基本設計ということで、担当部署である保育幼稚園課や保育所の意見も反映したものについては実施設計をする来年度以降に、そういった意見を踏まえて実施設計をしていくということでございます。

説明は以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(举手全員)

○議長

全員賛成でございます。本件は3, 0 0 0平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として埼玉県農業会議への意見照会後、県に進達いたします。

続いて、2番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、豊泉隆推進委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（農地利用最適化推進委員 豊泉隆委員退席）

○議長

担当10番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。議案第1号の2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

2番、借受人、入間市長、杉島理一郎。筆数、1筆。面積、1,758平方メートルのうち130平方メートル。申請理由、受人は新たな観光事業の実施と狭山茶ブランドの振興を目的とした茶畑の景観活用事業を実施するため、茶畑テラスを設置すべく申請する。摘要、テラス（46.49平方メートル）（一時転用）。

申請人から提出された理由書を要約して説明いたします。

理由書。入間市では、当市の誇る県下一の広大な茶畑景観を活かし、新たな魅力として非日常的な空間を創出するとともに新たな観光事業実施とさらなる狭山茶ブランドの振興を目的として、今年度から茶畑の景観活用事業を実施します。

当事業では、広大な茶畑の中にウッドデッキテラス「茶畑テラス」を設置いたします。テラスでは、美しい景観での写真撮影や、茶師によるパフォーマンスを行うなど、狭山茶を五感で堪能できる体験型観光メニューを展開します。テラスの利用は、原則、利用予約制の時間貸しとします。利用者は、近隣の茶業者の店舗で受け付けし、お茶やお茶菓子の入ったピクニックセットを受け取って現地に向かいます。利用後は、受け付けした店舗にピクニックセットを返却して終了となります。テラスで電気や火気を使用する予定はありません。また、駐車場及びトイレは、新たに設置せず、近隣の茶業者の店舗や公共施設を利用します。

この度、テラスの設置用地として、申請地を選定しました。申請地の選定にあたっては、本市担当者及び委託事業者で複数箇所の現地確認を行い、テラスから見える景観、駐車場及びトイレが利用できる場所までの距離、農地の地権者や管理者からの意見、周辺農地への影響等、事業の実施に必要な事項について検討を行いました。その結果、申請地であれば当事業を実施可能と判断しました。

手元に資料があると思うのですが、これを見ながら、参考にしてください。テラスの広さは、階段部分を含めて46.49平方メートルで、置き基礎とテラスの自重により設置し、利用時の安定性を確保します。テラスに使用する木材は、埼玉県産のヒノキ材を使用予定で、表面には、撥水性を含んだオイルを薄く塗布します。テラス上部に使用する木材の厚み（40ミリメートル）を確保することで、強風による資材ごとの飛散を防ぎます。雨風防止カバーについては、カバー自体が飛ばされ周辺農地に飛散する可能性もあること、また、通気性を悪くしテラスの腐食を進行させる懸念があることから使用いたしません。利用者の安全面と雨による腐食を防ぐため、テラス表面にビス穴を設けず、躯体と天面は下部もしくは側面からビスで止める方針です。テラスは可搬式としますが、安全性と目的地としての認知向上のため、一時転用期間は許可日から3年間とし、その後は撤去して農地に復元します。

上記の事情により、申請地における農地一時転用が必要となったため、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

令和4年11月10日 入間市長 杉島理一郎

以上でございます。

その場所につきましては11月19日に申請地の状況を確認してまいりました。申請地は、〇〇の〇〇〇〇の西側に位置し、周辺は茶畑に囲まれたところとなっております。狭山茶ブランドの振興を目的とした茶畑テラスとして使用するには適した場所であり、規模も適正なものとなっております、一時転用もやむを得ないものと思われます。

テラスの場合、トイレがないと来たお客さんに不便をかけるし、新たにトイレというのはきっと出来ないのかなと思われます。駐車場も近くに〇〇〇〇がございますので、新たに設置しなくても大丈夫。そう、思われました。

以上、申請について特に支障がないかと思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番につきましては、入間市が新たな観光事業と狭山茶ブランドの振興を目的に、茶畑の景観活用事業として茶畑テラスを設置するための一時転用許可申請でございます。なお、転用期間は、一時転用ということで3年でございます。

都市計画法に関しましては、建築物にはあたらないということで、開発許可等は必要ございません。

続いて、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地については、農用地区域内にある農地です。

これらのことを踏まえ、農用地区域内にある農地の不許可の例外については、「仮工作物の設置その他の一時転用で、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさない場合」に合致します。

一般基準については予め事務局にて審査いたしましたところ、資金計画については、テラスの設置にかかる費用を含んだ茶畑の景観活用事業業務委託料、こちらを〇〇〇〇〇より賄う計画となっており、〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員3番（吉川光彦君）

所管課はどちら。

○事務局

環境経済部の商工観光課でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

先ほどの予算のところで、管理運営の部分ということで言われていましたけど、この前、こういうふうな景観事業っていう資料をいただきまして、これを見ながら説明をさせていただきますけど、まず、運営についてはどこが請け負うのですか。

○事務局

株式会社〇〇〇〇〇〇という業者でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

これは他にも展開されているのですか。同じような景観事業。

○事務局

静岡県で同様の事業をやっているということでございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

なるほどね。じゃあ、その〇〇〇〇〇〇さんがこの予約をしたり、この辺の運用、運営っていうかね。その辺をやっていくということでいいんですかね。

○事務局

細かい業務内容については把握していないのですが、あくまで〇〇〇〇〇〇は中間と言いますか、それをコーディネートする立場でございまして、いろいろな細かい業務については、お茶のお店にお願いしたり、あるいは、それぞれのおもてなしなども直接、〇〇〇〇〇〇が担当するということではないと聞いております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

なるほど。そうするとウェブサイトの構築とか、広告プロモーション、SNS 運営とか、この部分が主に担われるとこなのかな。

○事務局

そのように捉えております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

結果とすると、この事業を介して市の狭山茶の関心が高まるとか、いろいろ効果が三つほど挙がってますよね。地域経済の活性化とかね。

この辺が 3 年間で、そういうことが定着するものなんでしょうか。

○事務局

転用期間の 3 年間ににつきましては、決まりとして 3 年が原則、上限ということで、基準上の限度、3 年ということのなっております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

3 年間は国の補助が出るけど、それ以降は続ける場合には、それがないでしょ。

○事務局

委託料については今年度、予算化されておりますけれども来年度以降、補助が出るかどうかについては、今のところ手持ちに資料がなくて確認取れておりません。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

結果とすると、うまくいけばいいですけどね。ということで、懸念されることをちょっと確認させてもらいました。

以上です。

○議長

他にございませんか。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

この案で、はっきりちょっと分からないんですけど、一般的な人を対象としてその景観を見てもらうということが一番の目的なんですか。

○事務局

業務の目的につきましては、先ほど申し上げたとおり、観光事業と狭山茶ブランド振興を目的にということでございます。こういった事業を展開するかに当たっては商工観光課で企画といいますか、計画しまして、茶畑テラスというのはその中で出た案だと思います。目的を達成するための手段として、茶畑にテラスを設け、そこで狭山茶を楽しんでいただくというようなことで伺っておりますので、何が第一の目的かと言われると、新たな観光事業、狭山茶ブランドの振興で、茶畑テラスは一つの施策というふうに捉えています。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

観光事業として、いいと思うんですけど、要するに観光事業となるとある程度、畑の真ん中につくるような形なので、ここへ実際問題として行くには、やっぱりある程度車が入れるような場所なんかは。ちょっと分かんないですけど。

○事務局

すいません。説明させていただきます。理由書の中でテラスの利用につきましては、原則利用予約制の時間貸しとなっております。利用者につきましては、近隣の茶業者の店舗で受け付けをして、お茶やお茶菓子の入ったピクニックセットを受け取って現地に向かって、利用後は受け付けした店舗にピクニックセットを返却して終了という形です。現地にはトイレ等ございませんので、トイレ等は利用する店舗もしくは〇〇〇〇さんにトイレがあれば、トイレの方をお使いいただくという形で考えております。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

やっぱり一番大事なのは、作って、それはいいとして、その回りの農家の人が、やっぱ

りお茶の収穫時期とか、相当忙しくなると思うんだよね。そういったところで支障がないよ
うなあれを講じて、進める方がいいと思うんですけど。

○事務局

はい。お答えいたします。今回の申請にあたりまして、周辺農地の所有者の方に商工観
光課などでご説明いただいて、同意書の方もいただいておりますので、内容についてはご
理解いただいているものと認識しております。

以上です。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

分かりました。

○議長

じゃあ、宮岡さん。

○農業委員 11 番（宮岡幸江君）

ただいまの説明にもありましたように、近隣のお茶屋さんでピクニックセットですか。
それを持って、お金も払って、行って、帰りにまたお返しするというお話だったんですけ
れども、観光事業で、役所にお任せの事業じゃなくって、茶業者さんたちも協力っている
点でのお話は分かるんですけれども、先ほどもお話があったように、お茶の大変な時とか、
それから、ちょうどお客さんがいる時とか、そういう時でもいらっしゃる訳で、道案内と
か多分するようなのかなって思うんですけれども、ピクニックのセットを申し込んだり、
セットを渡したりするお店には、いくらかのマージンはお渡しできるんですか。それとも
そのままなんですか。

○事務局

そちらにつきましては、あくまでも観光事業でございますので、先ほど申し上げた○○
○○○○というところが間に入って、商工観光課の方と景観活用事業の業務委託という形
で進めております。窓口自体は○○○○○○のホームページになるかと思います。マージ
ンのなもの、そちらについては茶業者の方のご理解をいただいた上で、駐車場とかの利用
については、あくまでも茶業者の店舗のところにちょっと車を置かせていただいて、そ
からテラスに足を運んでまた戻るという形ですので、細かいことは伺っておりませんが、
当然、受託業者の方と茶業者の方で何かしらの約束とか、そういう形のものは結ばれてい
ると認識しております。

○農業委員 11 番（宮岡幸江君）

近隣の農家さんとおっしゃいましたが、市内の農家さんじゃなくて本当にこの場に近
いお茶屋さんのことですか。もし、気が付いて消費者というか、行ってみたいと思う方
は、自分の家というか市内の利用しているお茶屋さんとか、いろいろあると思うん
ですね。県外だったりすると。もしかしたらホームページ等見ながら来るかもしれない。そう
すると、その近隣ていうのはどこまでの範囲だか、ちょっとそこら辺を教えてください
たい。

○事務局

今回の申請地が〇〇地区内の農地ですので、そこから徒歩で通える店舗という認識で
おりますので、〇〇〇〇の西側のところですから、そこから徒歩で5分、10分、15分、
そういう範囲内で歩ける茶業者の敷地の方を利用させていただいて、また店舗のお茶を
気に入ったということであれば、そのまま帰りに購入いただくとか、そういう形はとり
うると考えております。

○議長

今、駐車場っていうことと、またトイレっていうことが出ましたが、東側にある
〇〇〇〇、その中にトイレがございます。それとあと駐車場ですけれども、ちょうど〇〇
〇〇の南側に恐らく10台ぐらい、道が広がっているところがありますので、そこに止
められて、そこから徒歩にテラスの方に向うのではないかっていうのが予定されてお
ります。まだ、ちょっと具体的な説明は私も受けてないので、分かりませんが、駐車
場とトイレの関係はそんなことです。

○農業委員 10 番（中島伸吉君）

私、実際ここに行って見てきましたが、確かに景色はいいです。

デッキの高さが2メートル以上あれば、武甲山から、グルーッて、秩父の山、奥多摩、
それから丹沢は全部見えます。もちろん富士山もよく見えます。

それで、ただこの、さっきも言われましたけども、畑の真ん中に立つんで、今日み
たいな日、雨上がりの日だと、かなり。農道ですから、泥道なのね。そうすると、
その配慮はしていただけないと、後から苦情だらけの可能性は非常にあります。

道の整備はぜひとも、進んでいるんでしょうけども、それは頭に入れて、こ
ういう事業は行っていただかないと、かえってマイナス面が出てしまう可能性
もあるんで、道の方の

整備もどうせならお願いしたいと。そういうふうに思っています。

○事務局

今の中島委員のご意見につきましては、担当課の方に申し伝えさせていただきます。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

これが一時転用ということで、転用されてデッキをつくるということですけど、〇〇の方のあれで、〇〇〇〇〇〇の近く、〇〇〇〇〇〇ができた時に農地を転用して駐車場を作って、それはその 1 年とか、それぐらいで戻さなくちゃいけないっていうんで戻されていると思うんですけど。ここは 3 年間と言ってましたね、一時転用の期間が。更新すれば、何回でも転用できるものなのですか。

○事務局

一時転用につきましては、あくまでも一時的な転用ですので、同じ場所でやる場合についても一度農地に戻す必要があります。あと場合によっては今回の場所以外でも同じように探して、より景観がいいところだとかあればまた同じような形で、3 年以内の一時転用っていう形はとり得るかと思います。

先ほどこっちと更新というお話がありましたけど、あくまでも一時転用ですので、上限期間 3 年ですが、それ終わりましたら現状、畑に戻すっていう必要がございます。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

戻してからまた申請して、そこにデッキをつくるっていう解釈でよろしいわけですかね。

○事務局

今回の申請につきましては、理由書内でも 3 年終わったら、一度畑に戻すっていう形になっております。戻した上でまた改めて手続きをして、更新でなくて改めての申請という形であれば制度上可能だと思いますが、引き続きっていう形は厳しいというふうに考えております。

○議長

他にございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

ここで、豊泉隆推進委員の退席を解除いたします。

(農地利用最適化推進委員 豊泉隆委員復席)

○議長

続いて、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

1番、相続人氏名、〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,693平方メートル。

11月21日に耕作状況などを確認してまいりました。

現在、茶畑としてきれいに管理されており、本人に電話で確認をさせていただき、農機具も乗用茶刈機1台、動噴1台等、茶園管理に必要なものは一式全てそろっており、普段から大変きれいに管理されており、特に何ら問題はないかと思われま

す。以上、よろしく審議の方、お願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(清水裕司君)

推進委員の清水です。

ただいま平塚委員が申し上げたとおり、何の問題もないと思われま

す。審議の方、よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明をお願いします。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

2番、相続人氏名、〇〇〇。筆数、1筆。面積、764平方メートル。

11月21日に耕作状況などを確認してまいりました。

普段は野菜畑として耕作されており、現在は何も植わっていない状態ではありますが、適正に管理されております。また、本人に電話で確認したところ所有する農機具は、耕運機1台、動噴2台等を所有しており、適切に管理されております。

特に何の問題もないかと思われますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(清水裕司君)

ただいま平塚委員が申し上げたとおり、何の問題もないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第2号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、16筆。合計面積、14,427平方メートル。

11月21日に、山畑推進委員と一緒に現地の確認とご本人から話を伺ってきました。

申請地は〇〇〇〇〇に大半の農地があり、お手元にございます案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇の南側に位置しております。現地は茶畑となっており、適正に管理されておりました。農機具は耕運機1台、普通トラック1台、軽トラック1台を所有しております。その他、茶畑管理に必要な農器具がそろっており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

ただいま増田委員のご説明のとおりでございますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

ここで暫時、休憩いたします。

午前 10 時 9 分 休憩

午前 10 時 10 分 再開

○議長

会議を再開します。

続いて、議案第 3 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認についてを議題といたします。

本議案では、事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、申請者名、筆数、面積、区画数、利用料、貸付期間、貸付規定のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1 番を議題といたしますが、この議案については、はじめに事務局に説明を求め、その後、担当委員、農業振興課に説明を願います。

それでは、はじめに事務局に説明願います。

○事務局

議案第 3 号につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園の運営にあたり、あらかじめ農業委員会の承認が必要となるものでございます。

それでは、議案を読み上げます。読み上げは、一部省略させていただきます。

1 番、申請者、株式会社〇〇〇〇〇〇。筆数、1 筆。面積、1, 4 1 4 平方メートル。区画数、2 4 区画（3 0 平方メートル）。利用料、〇〇〇〇〇〇円。貸付期間、3 年間。貸付規定等、別紙。で、ございます。

承認にあたり、審査いただきたい事項といたしましては、1 点目として、農地が適切な位置かつ妥当な規模か。2 点目として、募集及び選考の方法が公平かつ適正か。3 点目は、指導員の配置等により、借受者による農地の適切な利用を確保することができるか。で、ございます。その他に、地方公共団体あるいは農業協同組合以外の者が特定農地の貸付けを行おうとする場合には、貸付協定の内容の妥当性について、併せてご審査いただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長

次に、担当６番、田嶋正明委員、説明をお願いします。

○農業委員６番（田嶋正明君）

担当６番、田嶋です。議案第３号の１番について説明いたします。

１１月２２日火曜日に推進委員の中村さん、私、別々に現地確認を行いました。

場所は、別紙の資料がありますのでそこらも見てください。案内図のとおり〇〇〇〇〇〇〇の北側にあり、二つの市道に挟まれた場所です。圃場はよく管理されていました。

今回の申請地は以前より市民農園として運営していましたが、農協を介し個人での前契約が平成２９年２月で切れており、新たに法人として埼玉県農林公社を介して、地主より借り受け、利用者に貸し付けるものです。

添付の資料に特定農園貸付規定（借受者、貸付協定、市及び中間管理機構とのもの）、区画図、ここにも区画図というのは、どのぐらいのやつかっていうと２４っていう数字が入っている、あれが区画数でございますが、１区画３０平方メートルが示されており、適切に管理運営がなされることが確認できます。

電話で現状を確認したところ、１０名に貸し付けで、１人で２から３区画を使っている方もいるとのことでした。許可後、ホームページ、チラシ等で募集を行うとのことでした。現利用者の意向も確認し、空いた区画の募集をかけるとのことでした。

また、作物の栽培資料のほか、希望者には農機具の貸し出しもしているとのことでした。

〇〇さんは他の場所での農園経営の実績もあることから、本議案の承認について支障がないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員の説明のとおり、自分も現地を確認して特に支障がないことを確認しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、貸付規定及び貸付協定の概要について、農業振興課の職員に説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課の長谷川がご説明いたします。

貸付規定は農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることなどを目的に、株式会社〇〇〇〇〇〇が行う特定農地貸付の実施運営に関し必要な事項を定めるものです。

貸し付け機械や対象農地、貸付の日における禁止事項などの貸付条件、募集や申し込みの方法、貸付農地の管理運営などを定めています。また、貸付協定は、特定貸付農地の適切な管理運営及び運営の確保に関する事項や特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項、特定農地貸し付けを中止し、または廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用などを確保するために必要な事項などについて定め、株式会社〇〇〇〇〇〇、公益社団法人埼玉県農林公社、入間市の３者で協定として締結したものです。

この市民農園が開設されることで、市民が農業に親しむ機会となり、当該農地が適切に利用されるため、市の農業振興の観点からも望ましいものです。

この貸付規定と貸付協定により、農地が市民農園の開設者及び借受者に適切に利用され、利用の廃止となったときには、所有者に返還することなどが入間市と農地中間管理機構の埼玉県農林公社、株式会社〇〇〇〇〇〇の３者が関わり、適切に利用されるようにするものです。

以上、貸付規定及び貸付協定の概要についての説明とさせていただきます。

○議長

事務局及び担当委員、農業振興課の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員 ３番（吉川光彦君）

駐車場の件とトイレの件と、それから、北側に民家があるのかしら。周辺住民への説明というか合意とか、同意とか、その辺。３点お願いします。

○農業振興課

お答え申し上げます。

まず、はじめに駐車場でございますが、こちらの農園の中の南側です。こちらの部分が南側と東側の部分の一部を合計で180平方メートル程度ですね。こちらの区画数に足りるような台数の方を、この敷地の中に止めていただくということで考えております。

それとトイレにつきましては、こちらの農園の主催者であります、〇〇〇〇〇〇さんの会社の方のトイレがちょっと距離は遠いのですが、外のトイレがございますので、そちらの方を使わせていただくということで、ご了解をいただいております。

北側の土地の所有者の方はですね、こちらの農園の所有者、土地所有者の方になっておりますので、その辺のお話の方についても隣地の方についてはお話はしております。周りの住宅の説明の方につきましては、現在説明をしたかどうかの確認は取れておりませんが、過去に市民農園ということでお使いいただいて、その間が切れているということですので、皆様、概ね了解いただいたというふうには認識をしております。

以上でございます。

○議長

他にございませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。特定農地貸付けについて承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。特定農地貸付けについて承認することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

○議長

会議を再開します。

続いて、議案第4号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明についてを議題といたします。

それでは、1番を議題といたしますが、はじめに事務局に説明を求め、その後担当委員に説明をお願いします。

なお、事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、申出人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるよう願います。

それでは、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第4号1番についてご説明申し上げます。

議案を読み上げます。一部省略させていただきます。

1番、申出人、〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、3, 116平方メートル。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買い取り申し出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買い取り申し出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものでございます。

なお、証明は議案書にある3筆、3, 116平方メートルの証明でございます。

説明は以上でございます。

○議長

続いて、担当7番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第4号の1番についてご説明を申し上げます。

1番、申出人、〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、3, 116平方メートル。

11月21日に山畑推進委員と一緒に現地を確認しました。また、ご本人からも話を伺ってきました。農機具は、トラクター、2トントラック、耕運機を含め、全部そろえております。〇〇様と山畑推進委員と三人で話し合いをいたしました。雑草、笹、木々の生い茂っている所を含め、今後、適切に管理していただけると約束をいたしました。過去には、

別の農地を含め、農地パトロールで催告されたこともありましたが、最近では近隣に迷惑が掛からないよう農地が管理されておりましたので、主たる従事者証明の交付について止むを得ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。ただいまの増田委員のご説明したとおりでございますので、よろしくご審議、お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者を認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。続いて、議案第5号 入間農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件については、1件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度皆様からのご意見を伺います。計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

それでは、議案の朗読を事務局に願いますが、議案書の読み上げは一部省略し、案件と番号ごとに当事者の氏名、筆数、合計面積、除外事由（利用目的）のみを読み上げるよう願います。

○事務局

議案第5号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和４４年９月２６日農林省令第４５号）
第３条の２第２項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和４年１０月分）に係る
入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

1 番、当事者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、1 筆、2, 1 7 8 平方メートル。除外事由（利用目的）、駐車場。

2番、株式会社〇〇〇〇。2筆の一部。250平方メートル。敷地拡張（荷捌き場）。

3番、〇〇〇〇〇〇株式会社。2筆。6、544平方メートル。敷地拡張（配送施設）。

4番、株式会社〇〇。2筆。93平方メートル。敷地拡張（駐車場）。

議案の読み上げは以上でございます。

○議長

それでは、1番について農業振興課に説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課の西村です。よろしくお願いします。

それでは、「令和４年度 第２回 人間農業振興地域整備計画変更説明書」をご覧ください。
 い。まずはじめに、資料にページの番号の印刷漏れがございました。説明の際、分かりづら
 いかもしれません。申し訳ございません。

それでは、議案番号1番、資料の2枚目をご覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。面積は2,178平方メートルで、駐車場の除外案件になります。申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に本社がある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。現在使用中の駐車場を契約満了により、令和5年に12台、令和7年に7台返却することになりました。〇〇〇の本社敷地も令和7年に返却することになり、代わりの敷地を確保する必要と緊急性に迫られています。

資料を1枚めくっていただいた裏側の公図をご覧ください。計画図が〇〇〇〇〇〇になりますが、西側の〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇が自己所有の駐車場になり、その西側にあります〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇も自己所有地で、店舗は現在他社に貸していますが令和7年から本社として使用する予定です。

計画地に駐車場を設置することにより、駐車場が1カ所に集約でき、現在は本社で運行前点検、アルコール検知検査等を行い、その後運行車両のある駐車場に移動し運行前車両点検をしてから運行業務を開始していましたが、本社が近くになることにより移動時間が少なく

なり従業員の負担が軽減され、CO₂の削減にもなります。計画地は〇〇〇〇〇と〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が近く、近隣に教育施設や公共施設もなく住宅密集地でもないため立地
条件、利便性を考慮したものです。隣地との境界にはコンクリートブロックを設置し隣接農
地に影響が出ないよう配慮するとのことですので農業上に支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました 1 番の駐車場について、皆様からご意見を伺います。何かございませんか。

○農業委員 3 番 (吉川光彦君)

立地からして、隣が農地なんだけど、全体的に〇〇〇〇〇〇〇〇〇が使えるので、それは特に支障ないと思いますが、現状に大きな看板が今回の敷地内に２枚立っているのですね。これはどういう扱いになりますか。

○事務局

そちらについては、こちらの方でご説明させていただきます。

看板についてですが、農地法上、農地転用許可をとらないと違反という形になります。ただ、今後農用地区域から除外して農地転用するため、除外の申請期間中、農地転用申請前までには、看板については除却していただくように代理人の方にお話はさせていただきたいと思います。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ちょっと確認事項だけ。所有者の〇〇〇〇さんは亡くなっているのだけど、これは亡くなる前に承諾を受けたものということでよろしいんですね。

○事務局

お答え申し上げます。こちらの〇〇さんの方ですね。こちらの申し出を受けたときにはご存命ということでした。その後、亡くなられたということですので、相続人の方とこの事業を進めるということで、ご了承の方はいただいております。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし。の声)

○議長

それでは、2番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号2番、5枚目をご覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇〇〇〇の一部、面積は9 1 1平方メートルのうち2 5 0平方メートルで、荷捌き場の敷地拡張のための除外案件になります。

申出者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇〇を仕入れ、卸売りを主な業務としています。

仕入れた〇〇〇〇の多くは自社倉庫に一時保管し、販売機会ごとに工事業者へ納入する状態です。事業所の現状は、別紙図面のとおりなのですが、次のページです。右側に現状の土地利用図があります。この図面のとおり、荷物の積み降ろしスペースがわずかで、大きな資材や重い材料の積み降ろしの際はトラックの後部が歩道にせり出すこともあり、登下校の小学生や通行者に危険な状況になっています。また、狭いスペースでの積み降ろしは作業効率が悪く業務改善が必要な状況です。このような状況を改善するため、隣接する計画地に敷地を拡張し、配送車両の入出庫、資材の積み降ろしスペースを計画するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置、敷地内には雨水浸透ます等を設置するため、農地への影響はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではただいま農業振興課から説明がありました2番の敷地拡張(荷捌き場)について、皆様にご意見を伺います。

(なし。の声)

○議長

ないので、次に3番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号３番、８枚目をご覧ください。

概要ですが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○。面積は6，544平方メートルで配送施設の敷地拡張のための除外案件になります。

[illegible]

地元住民の優先雇用を考えた場合にも当営業所の立地条件からすると駐車場の確保は必要です。このようなことから、大型車両の往来と通勤車両の通行が重なって危険な敷地奥にある駐車場を、現在の敷地に隣接する計画地に移動するとともに、不足している従業員駐車場確保と運送事業用車両の進入路及び待機場所として確保する計画です。農地を分断することなく、計画地への進入においても隣接農地に支障がないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではただいま農業振興課から説明がありました3番の敷地拡張(配送施設)について、皆様にご意見を伺います。

○農業委員 6 番 (田嶋正明君)

ちょっと確認だけ。よろしいですか。申出地、これ〇〇〇の方から入るってことではないのですかね。ちょっとよく分かんないので。駐車スペースの細かいやつがこう書いてある。

○農業振興課

お答えいたします。こちらの申出地の土地利用計画図というものをご覧いただければと思います。こちらのちょうど右はじの、そうですね。〇〇〇の方角で言いますと一番南側の部分がですね、市道が南側に通っているんですけど、隅切りがとってありまして、こちらの方から進入するような形でございます。

○農業委員 6 番 (田嶋正明君)

ごめん。それ、どの資料なのか分かんないんだけど。

○農業振興課

左上に土地利用計画図って書いてあるもの。資料3の一番最後。資料4と書いてあるものの1枚前のですね。

右手側、西側に市道が通っているのですが、そちらのすぐ脇ですね、こちら進入路ということで取らせていただいております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

隅切りみたいになった。その脇の〇〇〇〇〇〇は、

○農業振興課

〇〇〇〇〇〇はですね。こちらの中を通過って、中央を通過って、こちらの駐車場に入ります。

周りは植栽ということでございますので、こちらの南側からの進入ということでございます。

以上でございます。

○議長

ほかにございせんか。

(なし。の声)

○議長

それではないようでしたので、次に4番について説明を願います。

○農業振興課

農業振興課の新です。よろしくお願いします。

資料は、こちらの資料の後ろから3枚。右上に資料ナンバー4というところからが、そこから3枚が、資料になります。

議案番号４番について、それでは説明をさせていただきます。事業計画者は株式会社〇〇です。事業計画地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に隣接する畑となります。１枚めくっていただいて、案内図をご覧くださいと思います。〇〇〇〇〇〇の〇〇〇、合計面積が９３平方メートルとなります。

今回の除外の申し出は、敷地拡張を転用目的としたものでございます。

株式会社〇〇は〇〇〇〇〇〇の設計施工を中心とした〇〇〇を経営しております。当該地は、仮設を扱う工事の現場に向かう拠点として活用されておりまして、近年の事業拡大とともに資材等が年々増加して、資材の搬入・搬出時に敷地内に車両が入りきらない。実際には

案内図のとおり、信号のない交差点の角地に事務所を構えるわけですが、前面の道路の通行車両の妨げにならないように、苦慮されているということです。新たな駐車場の確保が必要になったということで、申し出がされたものです。4トントラック3台分の駐車スペースとして、隣接する農地の所有者に相談をしたところ、土地所有者より承諾を得ることができたため、今回の計画をされたものです。

また計画地は農地ではございますが、駐車スペースの最小限の計画とされているもので、また農業振興上の支障はないものと考えておりますので、ご協議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではただいま農業振興課から説明がありました、4番の敷地拡張（駐車場）について皆様に意見を伺います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

まずね。この図面っていうか、地番が書いてあるところの、図面のうちの二つ目かな。奥の〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。ここへの進入路が途絶えると思うけど、その辺はどういうふうに考えていますか。

○農業振興課

〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇ということですが、こちらは同一所有者ということであります。実際には〇〇〇〇〇〇の横というんですかね。そちらの方から入れるような形にはなっているということですが、今回の四角く囲ってある〇〇〇〇〇〇というところの一部からも、通行が可能なような形で考えています。

○農業委員6番（田嶋正明君）

なぜその質問をしたかっていうとね。多分これ、農業委員会事務局に確認するけど、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇。ここ農地だよね。

○事務局

はい。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ここ砂利敷きにしちゃってあるの。以前、駐車場みたいな形でロープが張っちゃってあるわけ。なんで今の説明をしたかっていうと、例えば是正を求めたときに進入路がなくなっち

やったときに、是正ができない。こういう状態になるけど、その辺はどう考えているの。

○事務局

今、田嶋委員さんがおっしゃいました、今回の除外申出地が〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇でございますが、この東側〇〇〇〇〇〇、こちらについては今、農業振興課からも説明ありましたが、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、あと〇〇〇〇〇〇、4筆が同じ所有者となっております。同じ所有者となっておりますので、道路の接道につきましては、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇へ接道できるものと考えております。

またそれとは別に、今、農業振興課の主幹の方からもございましたが、〇〇〇〇〇〇の方からも、奥の方の畑に出入りできるような形を考えているとのことでしたので、奥の畑を原状回復する場合は、こちらの方、往来ができるということで支障はないものと考えております。

以上です。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

なんかね。〇〇〇〇〇〇って、こんなふうになっているけども実際に〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の一部は、これ宅地になっちゃっているよね。だからここの細長いこの部分ちょっと、〇〇後ろからこの〇〇〇〇〇〇の右側と〇〇〇〇〇〇の右側の線。この間しかないんだよね。これ重機みたいな通れんの。どのぐらいあるのですか。

○事務局

幅員の方はちょっと定かではございませんが、同一所有者という認識でおりますので、〇〇〇〇〇〇のところから。砂利が敷いてある農地への出入りはできるものと考えております。

○議長

ほかにございませんか。

（なし。の声）

○議長

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われしますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。この意見は、市が行う整備計画の変更に伴う意見聴取であり、開発内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。

農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨の回答でよろしいでしょうか。

（はい。の声）

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません」とすることに決定いたしました。

ここで、農業振興課の職員は退席いたします。

(農業振興課職員 退席)

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については6件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については7件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分